○小牧市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する制限付一般競争入札実施要領

平成２２年７月５日
２２小財第２０５号

（趣旨）

第１条　この要領は、小牧市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱（平成２２年７月５日２２小財第２０４号）第２条第２項の規定に基づき、同条第１項の制限付一般競争入札（以下「入札」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（入札参加資格要件）

第２条　入札に参加しようとする者は、次に掲げる入札に参加することができる要件（以下「入札参加資格」という。）を備えなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。）第１６７条の４第１項の規定により入札に参加させることができない者に該当しない者であること。

(2) 入札公告の日から過去２年間において、政令第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められたことがない者であること。

(3) 政令第１６７条の５第１項の規定により市長が定めた「市が実施する自動販売機の設置を目的とする公有財産の貸付けに係る一般競争入札に参加する者に必要な資格」（平成２２年小牧市告示第２０６号）に規定する資格を有する者であること。

(4) 個人の場合は小牧市に住所を有し、法人の場合は愛知県内に本店、支店、営業所又は事務所を置いていること。

(5) 入札の参加の申込みをした日から落札決定の日までの間、小牧市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成１１年４月１日施行）に基づく指名停止、小牧市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成２４年６月２５日付け小牧市長・愛知県小牧警察署長締結）に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。

(6) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく

更正手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

(7) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

２　前項に定めるもののほか、入札参加資格として、次に掲げる基準を定めることができる。

(1) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。

(2) 前号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

（入札の公告）

第３条　市長は、入札に付そうとするときは、入札の前日から起算して７日前までに入札の公告をするものとする。

２　前項の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

(1) 入札に付する事項

(2) 入札者に必要な資格に関する事項

(3) 入札参加申込みの受付の期間及び場所

(4) 契約条項を示す場所及び日時

(5) 入札執行の場所及び日時

(6) 入札の無効に関する事項

(7) 入札保証金に関する事項

(8) 仕様書の縦覧の期間及び場所

(9) 仕様書の配布の期間、場所及び方法

(10) 仕様書に対する質問に関する事項

(11) その他必要な事項

３　第１項の規定による公告の写しについては、施設所管課において閲覧に供するとともに、公告の内容を市の広報及びインターネットのホームページに掲載するものとする。

（入札参加の申込み）

第４条　入札に参加しようとする者は、入札公告にて示した期間に制限付一般競争入札参加申込書（貸付け契約用）（様式第１）を市長に提出しなければならない。

（仕様書の縦覧等）

第５条　入札に係る仕様書の縦覧及び配付は、入札公告により定めるところにより行うものとする。

２　市長は、入札に係る仕様書に対する質問書（様式第２）の提出があった場合には、その質問に対する回答書（様式第３）を閲覧に供するものとする。

３　前項の規定により回答書の閲覧に供する場所は、施設所管課とする。

（入札保証金）

第６条　入札に参加しようとする者は、第４条の申込みの際、小牧市契約規則（昭和５５年小牧市規則第１１号）第９条の規定に基づく入札保証金を納めなければならない。

２　入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除するものとする。

(1)　入札に参加しようとする者が保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2)　入札に参加しようとする者が政令第１６７条の５の規定により市長が定める資格を有する者で、過去２年の間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（入札保証保険証券の提出）

第７条　入札参加者は、市を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

（入札保証金等の納付方法）

第８条　入札保証金は、市の発行する納入通知書により会計管理者に納付

しなければならない。

２　会計管理者は、入札保証金の納付があったときには、領収書を当該納入者に交付する。

（入札保証金等の還付）

第９条　入札保証金は、入札終了後直ちにこれを還付する。ただし、落札者に対しては、契約を締結したときに還付する。

２　入札保証金の還付を受ける場合においては、領収証書等を会計管理者に提出するものとする。

３　第１項ただし書の規定にかかわらず､落札者から申出があったときは、入札保証金を契約保証金に充当することができる。

（入札保証金に対する利息）

第１０条　入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間に対する利息の支払を請求することができない。

（入札保証金の没収）

第１１条　入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金は、市に帰属する。

（入札の基本的事項）

第１２条　入札に係る仕様書に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が当該仕様書の相互の関係により明白であるときは、落札者は、当該誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の減額を請求することができない。

２　一般競争入札は、総価により行うものとする。ただし、あらかじめ単価によるべきことを市長が指示した場合においては、その指示するところによる。

（公正な入札の確保）

第１３条　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）その他の法令に抵触する行為を行ってはならない。

２　小牧市談合情報取扱要領(平成１３年８月１０日１３小総第１６１号)第３条に規定する談合情報（以下「談合情報」という。）の内容と同様の内容の開札となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず入札を無効とする。この場合、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

（入札）

第１４条　入札参加者は、入札書（貸付け契約用）（様式第４）に必要な事項を記載し、記名押印の上、入札公告にて示した日時及び場所において、市長の指示により提出しなければならない。

２　入札書に使用する印鑑は、契約の締結、代金の請求等に使用する代表者の印鑑とする。

３　郵便による入札は認めない。

４　同一人が代表者となる法人等は、重複して入札に参加することはできない。

５　入札参加者の記名押印された入札書を持参した者（代理人）の入札行為は、入札参加者の行った行為とする。

６　入札参加者は、市長から指示された仕様書その他契約締結に必要な条件を検討の上、入札しなければならない。

７　入札においては、最低貸付料以上で最も入札価格の高い者から落札候補者を決定し、かつ、第２３条の規定により落札者を決定するまで入札価格の高い者から順に入札参加資格の審査を行い、速やかに落札者を決定する旨の宣言をし、入札を終了するものとする。ただし、第２３条ただし書の規定により、入札前に落札候補者について入札参加資格を満たしていることが確認できている場合には、入札の執行後、速やかに落札者の決定をするものとする。

（入札の辞退）

第１５条　入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

２　入札を辞退するときは、次に掲げるところにより申し出るものとする。

(1)　入札執行日前にあっては、入札辞退届（様式第５）を市長に直接持

参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）により提出して行う。

(2) 入札執行日にあっては、入札辞退届又は入札を辞退する旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

３　入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札において不利益な取扱いを受けるものではない。

（入札書の書換え等の禁止）

第１６条　入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の中止）

第１７条　市長は、次に該当する場合は、入札の執行を延期し、又は中止することができる。

(1) 開札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたとき。

(2) 入札の辞退等により入札参加者が１者となったとき（公告等において１者でも入札を執行すると記載した場合を除く。）。

（開札）

第１８条　開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに入札参加者を立ち会わせて行う。

２　前項の場合において、入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせて行う。

（入札の無効）

第１９条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札

(2) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者又は入札保証金の納付に代わる担保を提供しない者のした入札

(3) 所定の日時までに所定の場所に持参しない入札

(4) 入札に際して談合等による不正行為があった入札

(5) 談合情報の内容と同様の内容の結果となった入札

(6) 同一事項の入札に対し２以上の意思表示をした入札

(7) 他人の代理を兼ね又は２以上の代理をした者の入札
(8) 記名及び押印のない入札
(9) 入札書の記載事項が確認できない入札又は鉛筆書きの入札
(10) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
(11) 最低貸付料未満の入札
(12) その他市長があらかじめ指示した事項に違反した入札

（くじによる落札者の決定）

第２０条　落札候補者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせて落札候補者を決定する。

２　前項の場合において、当該入札参加者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって、当該入札事務に関係のない市職員がくじを引くものとする。

（入札結果の通知）

第２１条　開札をした場合において、落札候補者又は落札者の決定をしたときは、その者の氏名（法人の場合は、名称）及び金額を、落札候補者又は落札者がないときはその旨を、開札に立ち会った入札参加者に直ちに口頭で通知する。この場合において、落札候補者又は落札者となった者が開札に立ち会わなかったときは、その者に落札候補者又は落札者となった旨を通知する。

（資格確認書類の提出）

第２２条　落札候補者は、あらかじめ定められた期間内に制限付一般競争入札参加資格確認申請書（貸付け契約用）（様式第６）、誓約書（様式第７）その他入札公告にて示された書類（以下「資格確認書類」という。）を提出しなければならない。

２　落札候補者が前項に規定する期間内に資格確認書類を提出しないときは、当該落札候補者がした入札は、無効とする。

３　市長が必要があると認めるときは、入札参加者に対して入札参加申込時に資格確認書類を提出させることができる。

（入札参加資格の確認）

第２３条　市長は、落札候補者から前条の規定により提出された資格確認書類について審査を行い、入札参加資格を満たしていることを確認したときは、速やかに落札者の決定をする。ただし、前条第３項の規定により入札参加申込時に資格確認書類を提出させた場合は、入札前に入札参加資格の確認をするものとする。

２　前項の規定により審査を行い、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認したときは、次の順位の者から順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者を確認することができるまで審査を行うものとする。

３　前２項の入札参加資格の審査は、資格確認書類の提出があった日から起算して３日以内に行わなければならない。

（資格確認結果の通知）

第２４条　市長は、前条の審査により落札候補者が入札参加資格を満たしていることを確認した場合にあっては落札者の決定をした上、当該落札者にその旨を通知するものとし、入札参加資格を満たしていないことを確認した場合にあっては、当該落札候補者にその旨及び理由を制限付一般競争入札参加不適格通知書（貸付け契約用）（様式第８）により通知するものとする。

２　市長は、前条第１項ただし書の規定により入札前に入札参加資格を満たしていることを確認した場合は、制限付一般競争入札参加資格確認申請書の提出日の翌日から起算して１５日以内に制限付一般競争入札参加資格確認通知書（貸付け契約用）（様式第９）により通知するものとする。

（入札参加資格のない者への理由説明）

第２５条　前条第１項の規定により、入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、当該通知のあった日の翌日から起算して７日（小牧市の休日を定める条例（平成２年小牧市条例第２３号）第１条第１項に規定する市の休日を含まない。）以内に書面により市長に説明を求めることができる。

２　市長は、前項の説明を求める文書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して７日以内に書面により回答するものとする。

（入札結果等の公表）

第２６条　市長は、落札者を決定したときは、速やかに入札執行調書（貸付け契約用）（様式第１０）を閲覧方式により公表するものとする。

２　公表場所は、施設所管課とする。

（落札者の決定の取消し）

第２７条　市長は、契約を締結する前に、落札者が小牧市建設工事等請負業者指名停止措置要領に定める措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合又は小牧市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書に定める排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、落札者の決定を取り消すことができる。この場合において、市は一切の損害賠償の責を負わない。

（契約保証金の額）

第２８条　落札者は、小牧市契約規則（昭和５５年小牧市規則第１１号）第３０条の規定に基づく契約保証金を納めなければならない。

２　落札者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除するものとする。

(1)　落札者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証契約を締結したとき。

(2)　落札者が、過去２年の間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3)　法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

(4)　貸付料代金が即納されるとき。

(5)　随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、落札者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（その他）

第２９条　この要領に定めるもののほか、自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要領は、平成２２年７月５日から施行する。

附　則

この要領は、平成２４年７月１日から施行する。

附　則

１　この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

２　この要領の施行の際現に改正前の小牧市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する制限付一般競争入札実施要領の規定に基づいて作成されている用紙（様式第４及び様式第１０を除く。）は、改正後の小牧市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する制限付一般競争入札実施要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附　則（令和元年３１小資管第５７９号）

この要領は、令和元年７月１日から施行する。

附　則（令和２年２小資管第１０２４号）

１　この要領は、令和３年１月１日から施行する。

２　この要領の施行の際現に改正前の小牧市普通財産土地売払い（一般競争入札）実施要領及び小牧市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する制限付一般競争入札実施要領の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市普通財産土地売払い（一般競争入札）実施要領及び小牧市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する制限付一般競争入札実施要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附　則（令和６年６小資管第１１９２号）

この要領は、令和６年７月２３日から施行する。

様式第１（第４条関係）

制限付一般競争入札参加申込書（貸付け契約用）

年　　月　　日

（宛先）小牧市長

住　所
氏　名
（法人にあっては、その所在地、
名称及び代表者氏名）

年　　月　　日付けで入札公告のありました下記の物件の制限付一般競争入札に参加を申込みします。

記

１　貸付物件名

２　設置場所
又は所在地

３　貸付期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第２（第５条関係）

質　　問　　書

年　　月　　日

（宛先）小牧市長

住　所
氏　名
（法人にあっては、その所在地、
名称及び代表者氏名）

貸付物件名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

質問事項

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第３（第５条関係）

回　　答　　書

年　　月　　日

様

小牧市長

貸付物件名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

質　問　事　項	回　　答

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第４（第１４条関係）

入札書（貸付け契約用）

	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金　　額										

貸付物件名
設 置 場 所 又は所在地

上記の金額で請け負いたく、関係の要綱、要領、仕様書、図面等及び現場を承知のうえ入札します。

なお、談合情報どおりの結果となった入札は、無効となることに同意します。

年　　月　　日

住　所
氏　名　　印
（法人にあっては、その所在地、
名称及び代表者氏名）

（宛先）　小 牧 市 長

備考1　金額は、金又は￥字を冠すること。
2　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の　に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の　　分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、一月以上の土地貸付に係る入札にあたっては、非課税のため見積もつた金額を記載すること。
3　文字は、明確に記載し、訂正又は抹消した箇所には、押印すること。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第５（第１５条関係）

入　札　辞　退　届

年　　月　　日

（宛先）小牧市長

住　所
氏　名
（法人にあっては、その所在地、
名称及び代表者氏名）

下記物件について入札の参加を申し込みしましたが下記理由により入札を辞退します。

記

１　貸付物件名

２　設置場所
又は所在地

３　入札年月日

４　辞退理由

備　考　用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第６（第２２条関係）

制限付一般競争入札参加資格確認申請書（貸付け契約用）

年　　月　　日

（宛先）小牧市長

住　所
氏　名
（法人にあっては、その所在地、
名称及び代表者氏名）

下記入札において、落札候補者となりましたので、制限付一般競争入札参加資格の確認を申請します。

なお、本申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

１　開　札　日
年　　月　　日

２　貸付物件名

３　設 置 場 所
又は所在地

４　添 付 書 類

［記載責任者・連絡先等］
１　責 任 者
２　部・課名
３　電話番号

（注）添付書類は、公告及び別紙記載要領で指定された書類名を記入してください。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

様式第７（第22条関係）

誓　　約　　書

年　　月　　日

（宛先）小牧市長

住　　所
氏　　名
（法人にあっては、その所在地、
名称及び代表者氏名）

下記事項について誓約します。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

１　現在、地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しておりません。

２　過去２年間、地方自治法施行令第１６７条の４第２項第１号から第６号までの規定に該当したことはありません。

３　現在、会社更生法第１７条の規定に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てはされておりません。

４　現在、小牧市建設工事等請負業者指名停止措置要領に基づく指名停止、小牧市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けておりません。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

様式第８（第２４条関係）

制限付一般競争入札参加不適格通知書（貸付け契約用）

第　　号

年　　月　　日

様

小牧市長　　印

年　　月　　日付けで申請のありました制限付一般競争入札参加資格について審査の結果下記のとおり不適格とみとめられましたので通知します。

記

１　入札公告日　　年　　月　　日

２　入　札　日　　年　　月　　日

３　貸付物件名

４　設置場所
　　又は所在地

５　理　　由

この通知のあった日の翌日から起算して７日以内に文書をもって説明を求めることができます。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第９（第２４条関係）

制限付一般競争入札参加資格確認通知書（貸付け契約用）

第　　号
年　　月　　日

様

小牧市長　　印

先に申請のありました制限付一般競争入札参加資格について、下記のとおり確認したので通知します。

記

入札公告日	年　　月　　日	
貸付物件名		
設置場所又は所在地		
制限付一般競争入札参加資格の有無	有　・　無	
	制限付一般競争入札参加資格がないと認めた理由	

なお、制限付一般競争入札参加資格がないと認められた方で、その理由に不明な点がある場合には、この通知のあった日の翌日から起算して７日以内に文書をもって説明を求めることができます。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第10（第26条関係）

入札執行調書（貸付け契約用）

年　　月　　日　　執行　　1／1

第一回	第二回	第三回	摘要	入札参加者

上記金額は、入札者が見積もった契約希望金額の　　分の100に相当する金額である。

貸付物件名	
設置場所 又は所在地	
契約期間	年　月　日 年　月　日　（　日間）

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第１（第４条関係）

様式第２（第５条関係）

様式第３（第５条関係）

様式第４（第１４条関係）

様式第５（第１５条関係）

様式第６（第２２条関係）

様式第７（第２２条関係）

様式第８（第２４条関係）

様式第９（第２４条関係）

様式第１０（第２６条関係）